

第 3 7 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時	令和 7 年 6 月 2 6 日（木） 午前 1 0 時 0 0 分～午前 1 1 時 2 0 分 高石市役所別館 1 階 会議室 1 1 1		
出席委員	3 名全員（弁護士 1 名、大学教授 1 名、公認会計士 1 名）		
事務局	財 政 課：吉村課長、田宮課長代理、西川課長代理、中村係長、光川主任 土木管理課：武田参事、坂田係長、森野係長、池田主事 下 水 道課：伊奈課長、泉元課長代理、植山係長		
審議対象期間	令和 6 年 1 0 月～令和 7 年 3 月		
抽出案件	7 件	【一般競争入札】 ・ 7-4号線他雨水管布設工事 【通常指名競争札】 ・ 取石中央線道路舗装修繕工事 ・ 交通安全施設等設置工事（その 1） ・ 6-14号線雨水管布設工事(面整備-2) ・ (改良R6-8)綾井筋他老朽管更新工事 ・ 高石配水場電気設備更新工事 【随意契約】 ・ 高石配水場取石分岐フェンス設置工事	
一般競争入札	1 件		
公募型指名競争入札等	－ 件		
通常指名競争入札	5 件		
随意契約	1 件		
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり		
委員会意見の内容	入札契約手続きは概ね妥当である。		

委員	事務局
1 高石市入札等監視委員会委員長の互選について	
令和7年度・8年度の委員長について、委員の互選により、委員長が選任された。	
2 令和6年度下半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	
	○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。 令和6年度下半期(令和6年10月1日～令和7年3月31日)は、契約件数が17件、契約金額の合計は約7億8,165万円、平均落札率は80.8%となっている。 入札・契約方式別では、一般競争入札、通常指名競争入札及び随意契約であり、公募型指名競争入札については該当がなかった。 発注機関別では、財政課発注分では、一般競争入札が1件、通常指名競争入札が7件、随意契約が1件、上下水道課発注分については、通常指名競争入札が5件、随意契約が3件となっている。 前年度下半期と比較し、契約件数は同数であるが、契約金額では約1億4千万円の増加となっている。 令和6年度下半期の工事の特徴として、財政課発注分においては、豪雨等による浸水対策として雨水管の布設工事である、7-4号線他雨水管布設工事をはじめとする下水道の整備工事や舗装修繕工事などを発注した。水道事業においては、高石配水場に係る関連工事や、水道の老朽管更新工事、本市中央部に南北を縦断する都市計画道路南海中央線の配水管整備工事等を発注した。
3 令和6年度下半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について	
	○ 指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。

○長期間発注しないにも関わらず、金型・木型等が無償で下請事業者に保管させたところがあるが、具体的にどのくらいの期間か。	令和6年度下半期は4件の指名停止措置を行い、談合情報・契約解除については該当はなかった。 電気興業株式会社 大阪営業所は約3年間、株式会社荏原製作所は約2年間発注を行っていなかった。
4 抽出事案の審議について	
予定価格だけを事前公表するという方法もあるが、予定価格と最低制限価格をどちらも事前公表としている理由は。 ○取石中央線道路舗装修繕工事 《指名競争入札》 辞退者が多いが、その理由は。	○ 本市の入札方法、特に最低制限価格の事前公表及びくじによる落札者の決定方法について説明があった。 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設定している。 予定価格及び最低制限価格を事前公表としている理由は、業者間での受注調整防止や、発注者との官製談合等の不正行為の防止を第一の目的としているため。 くじ入札については、恣意性が一切介入しないよう、公正・公平に行っている。 本市としては、不正行為の防止を重要視しているため、最低制限価格においても事前公表としている。また、これまで不正行為は起こっていない。 辞退理由において、技術者の配置が困難であるためとの理由が最も多かった。技術者の配置に関しては、万博工事による影響も多少はあるかと推測している。 また、舗装業界では比較的大手の業者を指名しているため、本工事規模では利益が見込めないという判断がなされたと推測している。

2社が高額で応札しているが、なぜか。 無効の理由は。 ○交通安全施設等設置工事（その１） 《指名競争入札》 同じ業者が選定されることがあるが、業者間で談合の疑いはないか。 抽出案件ではないが、「3-20-13-1 号線污水管布設工事（面整備）」について、同じ業者が選定されていて、今回の落札業者が不参加となっているが、関係はあるのか。 業者選定や入札の手続きについては、問題はないと確認しているが、業者間で受注調整等の動き等がないよう注意していただきたい。 ○7-4 号線他雨水管布設工事 《一般競争入札》 最低制限価格以上で応札した業者の理由は。 辞退することでペナルティはあるのか。 頻繁に辞退を繰り返す業者や実質的に応札意志のない入札への対応、さらに最低制	下請会社からの見積金額が、技術者不足により以前と比較し高額になっていること、材料費の高騰していることが、最低制限価格以上での応札の理由であった。 入札書において、金額の頭に¥マークの記載がなかったため。 談合に関わる情報は確認されていない。 辞退した業者については、手持ち工事があり今回の工事を受注することが困難であった。 高石市指名競争入札参加者選定基準第5条（選定の制限）により、同日に入札執行した「3-18-4-2-9 号線他管布設工事（面整備）」を落札したため、不参加としている。 自社で積算した金額が最低制限価格以上であったもの、下請会社から徴取した見積金額や材料費、人件費の高騰等によるものと推測される。 ペナルティは設けていない。
---	--

限価格の妥当性についても含め、今後は指名の在り方や積算方法の見直しを含めた検討をしていただきたい。 ○6-14 号線雨水管布設工事(面整備-2) 《指名競争入札》 1 社が最低制限価格より 1 万円高い金額で応札しているが、その理由は。 ○「(改良 R6-8)綾井筋他老朽管更新工事」 《指名競争入札》 「(改良 R6-9)東羽衣 614 号線老朽管更新工事」と合わせて、指名業者、応札金額が一致している理由は。 ○「高石配水場電気設備更新工事」 《指名競争入札》 辞退者が非常に多いが、辞退理由は。 令和 6 年 7 月に不調となった案件について、工種を分離して発注しているが、結果的に辞退者が多く、仕様を見直した効果があまり上がっていないのではないと思うが、その要因をどのように分析されているか。	当該事業者へヒアリングしたところ、配置できる技術者がいなかったため、落札を敬遠したとの回答があった。 2 件の工事は、同日に入札したものであり、工種並びに業者の選定理由も同一であることから、同一業者を指名している。 また、入札金額の一致については、予定価格及び最低制限価格を事前公表しているため、各入札参加者が積算した結果、最低制限価格での受注が可能と判断したものと考えている。 辞退理由において、技術者の配置が困難である、既存設備のメーカーと取引がないためと確認している。 当時の工事内容として、計装機器の更新、中央監視システムの機能増加に加え、当配水場の施設照明用の電気工事も含まれていたため、計装メーカーでは対応できないところがあり、下請会社に見積依頼をしたところ、その金額が高額であったために、辞退したとのことであった。 上記の理由から、照明用の電気工事について
--	---

落札金額が予定価格に近傍（予定価格の▲2万9千円）した理由は。 基準に基づいて積算されているが、民間実勢価格との間に乖離があるため、建設業界の状況等も踏まえ、積算する際の基準を見直す必要があるのではないかと考える。 分離した土木工事に関する入札については、どのような結果か。 ○高石配水場取石分岐フェンス設置工事 《随意契約》 辞退理由は確認しているか。 2社の見積金額に大きな差が出ているが、なぜか。	ては本工事から外し、別工事で発注した。 再入札の結果としては、1回目の入札と同じく、技術者が不足していることによる辞退者が多くなった。 労務費等の単価に関し、実勢単価に基づき積算を行った結果、応札価格が予定価格に近い水準となったとのことであった。 また、部材等も高騰しており、このような応札になったと聞いている。 照明用の電気工事については、「高石配水場フェンス更新工事」の中に含め、土木一式工事を第一希望とする市内業者を選定し、最低制限価格で落札している。 手持ち工事による影響、また、随意契約で予定価格は非公表であるが、少額工事であることが推測され、利益が見込めないと判断し、参加を敬遠されたものと推測される。 本工事に対しての得意・不得意（協力会社の有無）などによるものと推測している。 ○その他 随意契約の基準額引き上げに伴う、高石市契約関係規則要項集の一部改正について
---	---